

兵庫県公報

平成23年5月10日 火曜日 第2284号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 市営土地改良事業の施行同意（同）	2
○ 平成23年度地籍調査事業計画（同）	2
○ 平成23年度地籍調査事業の実施（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7

公 告

○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	8
○ 入札公告（県立工業技術センター）	8

公安委員会告示

○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正	11
○ 指定講習機関の特定講習の廃止	11

告 示

兵庫県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 高坂土地改良区

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	平野 憲 男	篠山市高坂405番地

2 春日町多田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	船越 曉	丹波市春日町多田1882番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	荻野 修	丹波市春日町多田1558番地

3 西光寺野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	福永 謙 三	姫路市船津町2946番地2
同	小林 初 臣	同 市船津町1451番地2
同	福本 正 明	同 市山田町多田1494番地2
同	水谷 満 幸	同 市船津町892番地1
同	平木 正 毅	神崎郡福崎町南田原1153番地3
同	塚本 裕 之	同 郡同 町南田原1237番地1

同	水 田 完	同 郡同 町八千種2315番地 2
監 事	稲 積 哲 也	姫路市山田町西山田560番地 1
同	青 田 英 昭	同 市船津町5041番地 2
同	岡 健 一	神崎郡福崎町東田原1284番地 1
同	上 田 喜代文	同 郡同 町八千種3438番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 本 正 明	姫路市山田町多田1494番地 2
同	青 田 英 昭	同 市船津町5041番地 2
同	福 永 和 夫	同 市船津町2176番地
同	水 谷 満 幸	同 市船津町892番地 1
同	平 木 正 毅	神崎郡福崎町南田原1153番地 3
同	水 田 完	同 郡同 町八千種2315番地 2
同	能 瀬 林	同 郡同 町南田原1190番地12
監 事	小 林 初 臣	姫路市船津町1451番地22
同	山 口 正 三	同 市山田町牧野122番地 1
同	松 岡 宣 幸	神崎郡福崎町南田原2250番地 1
同	中 塚 保 彦	同 郡同 町八千種3658番地



兵庫県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事 業 名	地 区 名	同意年月日
丹波市	中山間地域総合整備事業（一般型）（ほ場整備）	丹波西地区	平成23年 4月21日



兵庫県告示第532号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成23年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	豊岡市のうち竹野町金原、但東町奥赤、城崎町結及び出石町暮坂	平成23年 4月から 平成24年 3月まで
同 上	養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、奥米地、畑、大屋町大杉、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、関宮、尾崎及び吉井	同 上
同 上	朝来市のうち生野町竹原野、生野町黒川、生野町栃原、生野町小野、生野町奥銀谷、和田山町寺内、和田山町高生田、和田山町室尾、和田山町市場、和田山町和田、和田山町高田、和田山町白井、和田山町久田和、和田山町宮、和田山	同 上

	町岡田、和田山町竹田、和田山町三波、和田山町藤和、和田山町久世田、山東町大月、山東町粟鹿、山東町柴、山東町与布土、山東町森、山東町三保、山東町柿坪、多々良木、石田、澤、山内、羽瀨、山口、佐囊及び岩津	
同 上	宍粟市のうち山崎町小茅野	同 上
同 上	加古郡稲美町のうち野寺	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち口長谷、奥金近、奥長谷、本郷、才金、平松、西下野及び乃井野	同 上
神戸市	神戸市のうち北区、須磨区及び垂水区	同 上
姫路市	姫路市のうち安富町関及び安富町皆河	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫町	同 上
明石市	明石市のうち西明石北町1丁目、2丁目	同 上
西宮市	西宮市のうち二見町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町上堺	同 上
芦屋市	芦屋市のうち呉川町及び西蔵町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち野間	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町出、若狭野町福井、矢野町榊及び矢野町能下	同 上
豊岡市	豊岡市のうち佐野、戸牧、岩井、伊賀谷、竹野町森本、竹野町金原、竹野町川南谷、日高町藤井、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町竹貫、日高町上石、日高町河江、出石町暮坂及び但東町奥赤	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、御津町朝臣、御津町釜屋、御津町苅屋、御津町中島及び御津町碓岩	同 上
赤穂市	赤穂市のうち福浦及び有年牟礼	同 上
西脇市	西脇市のうち野村町、日野町、富吉南町、板波町、住吉町、比延町、出会町及び黒田庄町船町	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山3丁目	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち中央町、小花及び錦松台	同 上
小野市	小野市のうち脇本町	同 上
三田市	三田市のうち天神、西山、南が丘、横山町、三輪及び屋敷町	同 上
加西市	加西市のうち東笠原町、上宮木町、青野町及び国正町	同 上
篠山市	篠山市のうち泉	同 上
丹波市	丹波市のうち柏原町大新屋、柏原町拳田、柏原町北山、柏原町田路、山南町和田、山南町若林、山南町小野尻、山南町小畑及び山南町山本	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち倭文庄田、松帆古津路、志知北、市小井、及び志知中島	同 上
淡路市	淡路市のうち志筑、遠田、高山	同 上

宍粟市	宍粟市のうち波賀町皆木、波賀町野尻、波賀町鹿伏、波賀町引原及び山崎町小茅野	同 上
加東市	加東市のうち天神	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち紫合、銀山、槻並、万善及び北田原	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区東山、中区田野口、加美区山寄上、加美区鳥羽、加美区清水、加美区轟、加美区西山、及び八千代区大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち大畑、作畑、新野、野村、高朝田、宮野、南小田及び上小田	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち田口及び高岡	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち沖代	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区耀山、村岡区市原及び小代区秋岡	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち諸寄、千原及び竹田	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町三方及び氷上町中	同 上



兵庫県告示第533号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成23年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業計画が公示された日
平成23年 5月10日
- 2 調査を行う者の名称
兵庫県
- 3 調査地域
豊岡市のうち城崎町結、竹野町金原、出石町暮坂及び但東町奥赤
養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、奥米地、畑、大屋町大杉、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、関宮、尾崎及び吉井
朝来市のうち生野町竹原野、生野町黒川、生野町栃原、生野町小野、生野町奥銀谷、和田山町寺内、和田山町高生田、和田山町室尾、和田山町市場、和田山町和田、和田山町高田、和田山町白井、和田山町久田和、和田山町宮、和田山町岡田、和田山町竹田、和田山町三波、和田山町藤和、和田山町久世田、山東町大月、山東町粟鹿、山東町柴、山東町与布土、山東町森、山東町三保、山東町柿坪、多々良木、石田、澤、山内、羽瀨、山口、佐囊及び岩津
宍粟市のうち山崎町小茅野
加古郡稲美町のうち野寺
佐用郡佐用町のうち口長谷、奥金近、奥長谷、本郷、才金、平松、西下野及び乃井野
- 4 調査期間
平成23年 4月から平成24年 3月まで



兵庫県告示第534号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 宗教法人 念佛宗 三寶山 無量壽寺
 京都市西京区嵐山山ノ下町22番17
 代表役員 菱 村 和 彦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 (仮称) ナーランダ僧院建設計画
 加東市上三草字三草山1136番300の一部ほか4筆
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	72号 し尿処理施設	
能	力	1,050人槽	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後36箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	15
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	3	5
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ²)	1,000	3,000	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		81	210

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	合併処理浄化槽
型	式	ATC-Z210

構	造	鉄筋コンクリート製			
主	要	寸 法 8.3m×16m×9 m			
能	力	1,050人槽			
汚 水 等 の 処 理 方 式		間欠ばっ気活性汚泥処理方式			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後36箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	210	250	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	150	10	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	250	350	10	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	50	70	10	15
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	5	8	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	10	30	3	5
	大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	無数	無数	1,000	3,000
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m ³ /日)		81	210	81	210

(5) 排出水の汚染状態及び量

排 水 口 名	No. 1		No. 2	
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通常	81	雨 水 専 用 排 水 口	
	最大	210		
水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通常	5.8~8.6		
	最大	5.8~8.6		
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10		
	最大	15		
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10		
	最大	15		

浮遊物質 量 (単位 mg/L)	通常	10
	最大	15
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	10
	最大	15
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	1
	最大	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	3
	最大	5
大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	通常	1,000
	最大	3,000

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 5月10日から同月31日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加東市市民安全全部生活課



兵庫県告示第535号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量 1点）

2 作業期間

平成23年 4月18日から同年 5月30日まで

3 作業地域

尼崎市道意町3丁目地区



兵庫県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成23年 5月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成23年 5月10日から 2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 250号	姫路市網干区新在家字三ツ石1409番4から 同 市網干区新在家字三ツ石1407番1まで	旧	18.0から 18.0まで	21.0	
		新	18.0から 23.0まで	21.0	

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
18 リットル 券	船舶	H22 2301519 ～ H22 2301522	平成23年 5月31日	4	姫路市広畑区西夢前台5丁目 238 平野石油 株式会社	中播磨 県民局	平成23年 4月8日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市阿弥陀町魚橋字山ノ端434番1、437番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市中島一丁目6番10号
中務地所 代表者 中 務 真二郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成22年 7月20日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－10号（22高砂）



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成23年 5月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 八千代ムセン新加古川店
所在地 加古川市野口町野口188番地2ほか
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
6,272平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成23年 4月1日
- 5 届出年月日
平成23年 3月31日



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成23年 5月10日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
バンバリー型ミキサー（未使用品） 一式
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
平成24年3月30日（金）
 - (4) 納入場所
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
兵庫県立工業技術センター総務課 担当 大山
電話（078）731-4192
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成23年5月10日（火）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
平成23年6月10日（金）午後2時 兵庫県立工業技術センター内産業技術センター棟6階 第3研修室
 - (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年6月9日（木）午後5時まで(1)の場所に必着のこと。
- 4 入札者に求められる義務
- (1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成23年5月24日（火）午後4時まで(1)の場所に提出すること。
応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等がわかる書類（様式は任意）
 - (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年6月8日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成23年6月17日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Shinzo Kitamura, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Banbury type mixer (brand-new) 1 set

(3) Delivery period: March 30, 2012

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 24, 2011

(6) Deadline for tender:

14:00 June 10, 2011 by direct delivery

17:00 June 9, 2011 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Oyama, Management Division, General Affairs Department,

Hyogo Prefectural Institute of Technology, 3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第126号

平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）について、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に掲げる事項を変更しようとする届出があったので、規則第4条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年 5月10日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

表2の部代表者の氏名の項中「水 山 惠 造」を「水 山 裕 中」に改める。

表4の部代表者の氏名の項中「中 元 惠 一」を「立 岩 康 弘」に改める。

表5の部代表者の氏名の項中「水 山 惠 三」を「水 山 裕 中」に改める。



兵庫県公安委員会告示第127号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき申請された次の指定講習機関の特定講習の廃止を許可したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年 5月10日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

1 指定講習機関の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称	所 在 地	代表者の名前
姫路自動車学校株式会社	姫路市宮上町1丁目93番地	齊 藤 登

2 特定講習を行う事務所の名称

姫路自動車学校

3 特定講習の種別

普通免許に係る初心運転者講習

4 廃止年月日

平成23年 4月 1日